

	<p>～失語症の方のコミュニケーションを支援～</p> <h2>失語症の当事者団体の活動に 意思疎通支援者を派遣します</h2>
と き	6月21日（水）から
<p>区は21日から、失語症の方への支援を充実するため、当事者団体の活動の場へ『意思疎通支援者』を派遣する取組を開始した。</p> <p>この取組は、令和4年第二回定例会において成立した「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」に基づき実施する、障害者の意思疎通支援の取組の一つ。条例の検討において、失語症当事者等からは「ゆっくり、しっかり話を聞いてもらいたい」「意思をくみ取ってくれる支援者がほしい」などの声が寄せられていた。</p> <p>事業開始にあたり、当事者からは「失語症者の活動支援につながる。意見が施策の実現につながって嬉しい。」との声が寄せられている。</p>	

【失語症について】

失語症は、事故や病気等で脳を損傷したことにより、「聞く」「話す」「読む」「書く」等が不自由になる。日本失語症協議会の調査（2018年）によると、失語症者は全国に20～50万人いるとされ、区内には1,500～3,000人程度と推計される。

【事業概要】

失語症者のコミュニケーションを支援するため、都養成研修修了者等を活用し、失語症者の当事者団体に対し意思疎通支援者の派遣を行う。

【失語症者向け意思疎通支援者とは】

失語症を理解し、失語症のある方との会話や会議、外出、各種の手続きなど様々な場面で、意思を確認し必要なコミュニケーションの橋渡しをする。

【失語症の方への支援の例】

例1：言いたい言葉がでないとき

- ① 「はい」「いいえ」で答えられる質問に変換する
- ② 選択肢を紙に書いて、指で選んでもらう 等

例2：理解していても、間違った言葉を発してしまったとき

「～ですか？」と本人の発言を否定せず、コミュニケーションが消極的にならないように支援する

【問合せ】

練馬区 障害者サービス調整担当課 障害調整係 電話 03-5984-1456